

| 豊中市立上野小学校建替え工事設計委託<br>第一次審査質問回答書 |          |           |                         |                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                   |
|----------------------------------|----------|-----------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通し<br>番号                         | 資料       | 該当<br>ページ | 質問件名                    | 質 問                                                                                                                                                                                                 | 回 答                                                                                               |
| 1                                | 実施要領     | 1         | 業務委託限度額について             | 2.業務の概要（５）業務委託限度額<br>令和8年度（2026年度）の支払い限度額が0なのは何故でしょうか。年度毎の前払い金はあるのでしょうか。                                                                                                                            | 令和8年に業務委託限度額が0円としているのは、初年度に一括しての前払い金と竣工払いとしているため、各年度の前払い金はありません。                                  |
| 2                                | 実施要領     | 2         | 設計共同体での応募に関して           | 応募資格要件の（ア）～（ソ）のすべてを満たす代表企業と、（ア）～（ス）のすべてを満たし、令和7年2月13日時点において豊中市測量及び建設コンサルタント業務の建築一般の認定を受けている設計事務所（審査点は240点未満）の構成員による2社の設計共同体での応募は可能か。設計共同体を組む理由は、地域への開放や災害時の対策を含めて、幅広い高度な専門知識、技術力、創造性及び経験能力を高めるためです。 | 応募資格要件（ア）～（ソ）のすべてを満たさない企業からの応募は認められません。<br>ただし、協力企業（一次下請け企業。応募者から業務の一部を受託する予定のもの。）を認めないものではありません。 |
| 3                                | 実施要領     | 2         | 応募資格について                | 業務実績について「校舎延べ面積3,000㎡以上」とは1契約における同敷地内増築であれば複数棟の合計が3,000㎡以上と解釈してよろしいでしょうか                                                                                                                            | 1契約における同敷地内の増築の場合、複数棟及び複数箇所の増築面積の合計で3,000㎡以上あれば、業務実績として認めます。                                      |
| 4                                | 実施要領     | 2         | 応募資格について                | 設計業務実績について、（セ）平成26年4月1日以降現在までに設計完了した実績が問われていますが、平成26年4月1日から令和7年2月13日（公告日）の期間内に設計業務が完了した実績と考えてよろしいでしょうか。                                                                                             | 平成26年4月1日から令和7年2月13日（公告日）の期間内に設計業務が完了した実績のことを指します。                                                |
| 5                                | 実施要領     | 2         | 応募資格について                | 設計業務実績について、（セ）平成26年4月1日以降現在までに設計完了した実績が問われていますが、平成26年4月1日から令和7年2月13日（公告日）の期間内に設計業務が完了した実績であれば、契約日が前記期間以前であっても実績として認められると考えてよろしいでしょうか。                                                               | 平成26年4月1日から令和7年2月13日（公告日）の期間内に設計業務が完了した実績であれば、契約日が前記期間以前であっても実績として認めます。                           |
| 6                                | 実施要領     | 2         | 応募資格について                | 設計業務実績について設計完了した小学校の実績が問われていますが、小中一貫校の場合、小学校部分の延べ面積が3,000㎡以上であれば実績として認められると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                            | 小中一貫校の場合、小中一貫校として延べ面積が3,000㎡以上であれば実績として認めます。                                                      |
| 7                                | 実施要領     | 2         | 応募資格について                | 設計実績について、基本設計業務と実施設計業務を受託している場合、同一の契約であっても、それぞれの業務期間や業務内容が確認できる場合、それぞれ別の実績として評価対象と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                     | 設計実績について、基本設計業務と実施設計業務を受託している場合、同一の契約であっても、それぞれの業務期間や業務内容が確認できる場合、それぞれ別の実績として評価対象とします。            |
| 8                                | 実施要領     | 2         | 応募資格について                | 設計業務実績について、公立・私立は問わないと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                 | 公立・私立は問いません。                                                                                      |
| 9                                | 実施要領     | 5         | 契約保証金について               | 4.事業者の募集及び選定手続き等（8）契約に関する事項（イ）契約保証金<br>保証金の代わりに、履行保証保険でもよろしいでしょうか。                                                                                                                                  | 4.事業者の募集及び選定手続き等（8）契約に関する事項（イ）契約保証金<br>保証金の代わりに、履行保証保険も可とします。                                     |
| 10                               | 応募書類作成要領 | 1         | 応募書類について                | 副本は応募事業者が特定できるような名称、ロゴマークについては使用しないこととありますが、様式についても応募者名、担当者名は記載しないという認識で合っていますでしょうか。                                                                                                                | 副本については全て、応募事業者が特定できるような名称、ロゴマークについては使用しないこと。応募書類作成要領1.全般（7）その他②参照のこと。                            |
| 11                               | 応募書類作成要領 | 1         | 応募書類について                | 副本は応募事業者が特定できるような名称、ロゴマークについては使用しないこととありますが、添付資料についても同様と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                               | 添付資料についても同様です。                                                                                    |
| 12                               | 応募書類作成要領 | 3         | 一次審査書類について              | 2.応募書類＜一次審査書類＞（9）技術提案書（任意）提出は任意となっていますが、一次審査の加点になるのでしょうか。                                                                                                                                           | 応募書類作成要領に基づき提出された応募書類は審査対象となります。評価内容に関する質問にはお答えできません。                                             |
| 13                               | 応募書類作成要領 | 3         | 業務責任者及び設計管理技術者の業務実績について | （7）業務責任者及び設計管理技術者の業務実績に記載する実績について、「実施要領3.（1）の応募資格要件に記載の実績を最大3件まで記入すること。」との事ですが、小中一貫校の記載は可能でしょうか。                                                                                                    | （7）業務責任者及び設計管理技術者の業務実績に記載する実績について、小中一貫校の記載は可能とします。                                                |
| 14                               | 応募書類作成要領 | 3         | 技術提案概要書（任意）について         | 応募書類提出時の技術提案書（任意）の提出の有無により、一次審査の評価には影響をしないとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                           | 応募書類作成要領に基づき提出された応募書類は審査対象となります。評価内容に関する質問にはお答えできません。                                             |
| 15                               | 応募書類作成要領 | 3         | 技術提案概要書（任意）について         | 応募書類作成要領、一次審査について「（9）技術提案概要書（任意）※提出は任意とする。」と記載がありますが、「2. 一次審査における評価基準」の審査基準に配点等の記載がないため、一次審査の評価対象外と考えてよろしいでしょうか。                                                                                    | 応募書類作成要領に基づき提出された応募書類は審査対象となります。評価内容に関する質問にはお答えできません。                                             |
| 16                               | 応募書類作成要領 | 7         | 応募者の受託業務実績について          | 業務実績毎に3件、3枚を作成すると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                      | 業務実績毎に作成するとお考えください。                                                                               |
| 17                               | 応募書類作成要領 | 8         | 応募書類について                | 様式第5・本業務の人員体制については担当の記載までで、担当者（氏名）の記載は不要と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                              | 様式第5・本業務の人員体制については担当の記載までで、担当者（氏名）の記載は不要とします。                                                     |
| 18                               | 応募書類作成要領 | 8         | 応募書類について                | 様式第5・本業務の人員体制について、工事監理業務の記載の有無は評価対象でしょうか。                                                                                                                                                           | 設計業務委託についてのプロポーザルのため、工事監理業務についての配置計画の有無は評価対象外です。                                                  |
| 19                               | 応募書類作成要領 | 10        | 業務責任者及び設計管理技術者の業務実績について | 業務責任者・設計管理技術者毎にそれぞれ業務実績を最大3件まで3枚ずつ作成するものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                              | 業務責任者・設計管理技術者毎にそれぞれ業務実績を最大3件まで3枚ずつ作成するものと考えてください。                                                 |
| 20                               | 審査基準     | 2         | 審査基準について                | 事業者選定委員会の公表をお願いいたします。                                                                                                                                                                               | 事業者選定委員会に関する情報については、公表しません。                                                                       |
| 21                               | 審査基準     | 2         | 審査基準について                | 一次審査通過者の上限は設定されているのでしょうか。応募資格を満たしていれば二次審査に進むことができると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                    | 二次審査に進める事業者は、3者程度とします。                                                                            |
| 22                               | 審査基準     | 3         | 審査基準について                | 上記（通し番号13）実績の記載が可能な場合、小学校の設計実績との評価上の優劣はございますでしょうか。                                                                                                                                                  | 評価内容に関する質問にはお答えできません。                                                                             |
| 23                               | 審査基準     | 3         | 審査基準について                | 2.一次審査における評価基準について、設計者の資格・経験年数・業務実績の評価点25点の内訳、及び評価基準についてご教授ください。                                                                                                                                    | 評価内容に関する質問にはお答えできません。                                                                             |
| 24                               | 審査基準     | 3         | 審査基準について                | 2.一次審査における評価基準について、設計者の業務実績は同種実績の記載は1件となるのでしょうか。<br>もしくは、応募者の受託業務実績のように最大3件までの記載となるのでしょうか。<br>（業務実績で満点となるには何件の同種実績が必要でしょうか）                                                                         | 評価内容に関する質問にはお答えできません。なお、記載内容については応募書類作成要領2.応募書類のとおりです。                                            |
| 25                               | 審査基準     | 3         | 審査基準について                | 2.一次審査における評価基準について、類似する設計業務とはどのようなものを指しているのでしょうか。                                                                                                                                                   | 小学校（義務教育学校を含む）の新築又は増・改築に係る校舎延べ面積3,000㎡以上の設計業務実績（基本設計又は実施設計）とします。                                  |